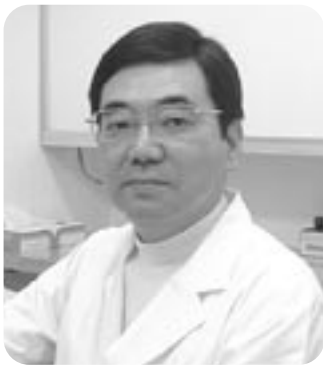




水口市民病院院長
馬場 修 医師

地域医療 だより

ご迷惑をお掛けしています

水口市民病院は水口町国保病院として地域の皆さんのニーズに合った医療、保健、介護のサービスを提供していきたくて考えてきました。この考えは合併後甲賀市立水口市民病院となっても変わっていません。

特に介護サービスとしては約15年前に訪問看護室を立ち上げ訪問看護サービスを提供させていただいてきました。こじんまりとした病院ですので訪問看護師と医師との連携が密にとれ在宅療養中の方の病態変化に即した細やかな医療サービスの提供も出来るようになっていました。また病院内の訪問看護室ですので他の事業所と比べかなり経済的なご負担を軽減すること

ができていたと思います。

ところが訪問看護師が不足しているという状況の中、訪問看護室の運営に必要な人数の確保が出来なくなり閉鎖せざるを得なくなりました。現在頑張っている訪問看護師も病院も何とか地域の皆さんのため続けたかったのですがこういう結果となり残念です。現在本院から訪問看護に行かせていただいている在宅療養中の方は順次、他事業所に移行していただいています。

本当にご迷惑をおかけしています。

*訪問看護サービスはできなくなりましたが在宅介護支援のケアマネジャー業務は続けさせていただいています。

水口市民病院 ☎62-3346 FAX63-1728

お詫びと訂正

7月号「地域医療だより」で下記のとおり誤りがありました。お詫びして訂正します。
誤：人間ドッグ 正：人間ドック

市民生活課より
知っく!

お悩み相談室

市民生活課では日々の消費生活のトラブルや苦情の相談を行っています。気軽に相談してください。

クーリング・オフは書面で

訪問販売や電話勧誘販売などのクーリング・オフは理由を告げる必要はありません。通知書には、契約日や商品名と「この契約を解除します」という内容が書いてあればよく、消費者が自分で通知することが出来ます。

クーリング・オフは、必ず書面で通知しましょう。電話や面談で告げただけでは、後になって「連絡を受けていない」「解除する内容ではなかった」「行使期間を過ぎていた」などと、水掛け論になる恐れがあるためです。

また、クーリング・オフの書面を普通郵便で出しただけでは「郵便を受けていない」という争いも予想されるので、必ず通知書のコピーを残し、そのうえで、郵便局の窓口で「配達記録」か「簡易書留」の方法で出しましょう。

最も確実な方法は、内容証明郵便で出すことです。内容証明郵便は3枚1組の内容証明郵便用紙(文房具店で販売)に通知内容を書き、業者あての封筒とともに書留を扱う郵便局の窓口提出します。窓口では、3通の文面の同性を確認し、1通を業者に発送、1通を郵便局で保管、1通を差出人に返還します。これ

を保管しておけば、業者に送った郵便の内容と発信日が郵便局によつて証明されるので、争いの余地がありません。

クーリング・オフは行使期間が限られているので注意が必要です。業者から法定記載事項を記載した契約書面を受領した日を初日と計算して、8日以内(例えば、月曜日に契約書面を受領した時は翌週の月曜日が最終日)に、通知書を発信する必要があります。8日以内の消印で通知書を発信すれば、業者に届くのが9日目以降であつても有効です。

消費生活相談窓口

(市民生活課 生活安全係)

月曜日～金曜日
9:00～15:00

☎ 65-0685
FAX 63-4582

